

# 政治改革に関する特別委員会

第二特別調査室

## 1 本委員会<sup>1</sup>の最近の動き、これから見込まれる動き

### (1) 公職選挙法改正に向けた議論

令和6年7月に執行された東京都知事選挙において同一のポスターが多数掲示された問題などを受け、与野党において公職選挙法の改正に向けた動きが活発化している。

与野党6党（自民、立憲、維新、公明、共産、国民）は、9月4日、公職選挙法改正を検討する実務者協議を開始し、同月11日に自民、公明両党から、ポスターに関する品位保持規定を定めることやポスターの掲示に絡んだ営利目的の行為に罰則を科すこと等を内容とする改正案骨子案が提示され、同案に対して、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党の3党が賛同したとされる<sup>2</sup>。

さらに、12月23日、与野党7党（自民、立憲、維新、公明、共産、国民、れ新）は、選挙制度に関する各党協議会を開催し、令和7年夏の東京都議会選などを踏まえた改正の実現を目指すことで一致したとされる<sup>3</sup>。

このような経緯から、第217回国会（令和7年常会）以降、公職選挙法改正に向けた議論が一層進展するものと見込まれる。

### (2) 第216回国会における政治資金規正法の改正等と今後検討される事項

#### ア 改正政治資金規正法の再改正の検討

第213回国会（令和6年常会）において成立した改正政治資金規正法（2(2)参照）には、政治資金に関する独立性が確保された機関（いわゆる第三者機関）の具体的な内容をはじめとする検討条項が複数設けられたため、各党において政治資金規正法等の再改正の検討が行われた。

自由民主党は、令和6年10月4日、総裁直属の新たな機関である「政治改革本部」を設置し、石破内閣総理大臣は、第215回国会（令和6年特別会）召集日の記者会見において、政治資金規正法の年内の再改正について「速やかに自民党としての案を取りまとめ、年内にも必要な法制上の措置を可能とするべく、多くの党の協力を得られるよう努力する」旨表明した<sup>4</sup>。公明党は、同年11月15日、同党政治改革本部において、政治資金規正法の再改正に向けた要綱案を決定した。立憲民主党、日本維新の会及び国民民主党の3党も、年内の政治資金規正法の再改正を目指す方針を示した。

<sup>1</sup> 本委員会は、令和6年1月26日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため委員35人よりなる政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会として設置されたが、4月11日、院議によりその目的、名称及び員数が変更された。

<sup>2</sup> 『朝日新聞』（令6.9.12）

<sup>3</sup> 『読売新聞』（令6.12.24）

<sup>4</sup> 首相官邸ホームページ 石破内閣総理大臣記者会見（令和6年11月11日）

## イ 第216回国会における各案の提出・審査経過

第216回国会（令和6年臨時会）において、12月上旬に政治資金規正法改正案等の法律案が計9本提出され、本委員会において、同月12日から、政策活動費の廃止、自民提出法律案の「公開方法工夫支出<sup>5</sup>」の内容、企業・団体献金、企業・団体による政治資金パーティーの対価の授受、政治資金に関する第三者機関の在り方等について、質疑が行われた。

同月16日、自民提出の政治資金規正法等の一部を改正する法律案に対し、自民から修正案（公開方法工夫支出に係る規定等を削除）が提出された。

翌17日の質疑に先立ち、同委員会理事会において、「企業・団体献金禁止法案については、衆議院政治改革特別委員会において精力的に議論を行い、令和6年度末までに結論を得る。」との申合せがなされた。同日の質疑の後、次の3法律案について採決が行われ、立憲・維新・国民・共産・参政・保守提出法律案及び国民・公明提出法律案はいずれも賛成多数をもって可決すべきものとされ、自民提出法律案については、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決された。

|                                                                                 |                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>立憲・維新・国民・共産・参政・保守案</b><br>政治資金規正法の一部を改正する法律案<br>（第216回国会衆法第2号）               | 政治団体の収支報告の適正の確保及び透明性の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、渡切りの方法による支出の禁止等の措置を講ずることにより、いわゆる政策活動費を禁止する。                                                                                                           |
| <b>自民案</b><br>政治資金規正法等の一部を改正する法律案<br>（第216回国会衆法第6号）                             | 渡切りの方法による支出の禁止、公開方法工夫支出についての収支報告書の記載、収支報告書に係るデータベースを用いた公表、外国人等からの寄附及び政治資金パーティーの対価の授受の禁止、政党の選挙区支部に対する寄附をした場合の寄附金控除の特例等の適用除外等の措置を講ずる。<br><br>なお、「政策活動費の廃止」及び「公開方法工夫支出についての公開方法の工夫」に係る規定を削除する等の修正を行った。 |
| <b>国民・公明案</b><br>政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律案<br>（第216回国会衆法第11号） | 政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等について定める。<br><br>※ 委員会の設置については、別に法律で定めることとされている。                                                                                             |

同日、衆議院本会議において、自民提出法律案は修正議決され、他の2法律案は可決され、参議院に送付された。参議院では、同月24日の本会議において、これらの法律案は可決され、成立した。

<sup>5</sup> 政党本部の支出のうち、公開されることにより特別の支障が生じるおそれがあるためその公開の方法に工夫を必要とする安全・外交秘密関連支出、法人等業務秘密関連支出及び個人情報利益関連支出に該当する支出

## ウ 今後の課題

国会に設置される第三者機関である政治資金監視委員会については、その組織の在り方を具体的に検討し、別に法律で定めることとされている。

採決されず継続審査となった4法案<sup>6</sup>のうち、立憲・有志・参政提出の企業・団体献金禁止法案については、本委員会理事会における申合せを受けて、令和6年度末までに結論を得るため、第217回国会（令和7年常会）において、精力的に議論が行われる見込みである。

### (3) 自由討議

選挙運動をめぐる様々な課題を取り上げて議論を行うため、第210回国会（令和4年臨時会）及び第211回国会（令和5年常会）において2回にわたり、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において自由討議が行われた。令和5年6月には、これらの自由討議で出された主な意見を踏まえ、(1)公職選挙法等の改正に向けて、おおむね認識の一致が見られた項目、(2)さらに議論を深めるべき論点、その他問題提起があった論点を整理した「選挙運動等のあり方に関する報告書」が取りまとめられた。

なお、(1)の項目は、①公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一、②公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化、③投票所への移動支援事業等の充実であり、①、②については、公職選挙法改正が必要である。

同報告書の取りまとめ以後、自由討議は行われていないが、各党で公職選挙法の改正に向けた議論（(1)参照）が行われていることから、第217回国会（令和7年常会）以降、これまでの自由討議の内容も踏まえ、さらに公職選挙法改正に向けた議論が行われることが考えられる。

### (4) 衆議院選挙制度に関する協議会の設置に係る経緯と同協議会の概要

10増10減の区割り改定等を行った令和4年の公職選挙法改正に際して、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し国会において抜本的な検討を行うこと、当該検討に当たっては速やかに与野党で協議の場を設置して十分な議論を行うこと等を内容とする附帯決議（3(2)参照）が賛成多数により付された。

これを受けて、衆議院議員選出のための望ましい選挙制度の在り方等について幅広く協議するため、与野党6党（自民、立憲、維新、公明、国民、共産）の国対委員長会談の要請を受けて、令和5年2月に政党間の実務者レベルの協議機関として衆議院選挙制度協議会が設置された<sup>7</sup>。同協議会は、16回にわたり協議を重ね、同年12月、現行選挙制度や在り

<sup>6</sup> ①立憲・維新・参政・保守案「政治資金規正法の一部を改正する法律案」（大串博志君外7名提出、衆法第9号）（いわゆる世襲制限法案）

②立憲・有志・参政案「政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案」（大串博志君外9名提出、衆法第10号）（いわゆる企業・団体献金禁止法案）

③国民案「政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案」（古川元久君外2名、衆法第12号）

④立憲案「政治資金規正法等の一部を改正する法律案」（大串博志君外7名提出、衆法第13号）

<sup>7</sup> 『朝日新聞』（令5.2.3）

方に係る論点の整理、今後本格的な議論を更に深めていく際に必要な「視点」の提示などを内容とする報告書<sup>8</sup>を取りまとめ、与野党国対委員長に提出した<sup>9</sup>。

また、報告書では、次回の令和7年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力していくことが、次のステップとして重要であるとしている。

自由民主党及び立憲民主党の国会対策委員長は、与野党を代表して、令和6年11月28日に額賀衆議院議長に対し、衆議院の選挙制度の抜本的な改革に向けた検討を行うため、議長の下に全ての会派が参加する協議の場を早期に設置するよう申し入れた<sup>10, 11</sup>。

衆議院議院運営委員会は、同年12月19日、衆議院の選挙制度について、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うため、衆議院議長の下に、全ての会派が参加する衆議院選挙制度に関する協議会（以下「協議会」という。）を置くことを決定した<sup>12</sup>。

協議会の検討の対象は、①衆議院倫理選挙特別委員会の附帯決議（令和4年11月8日）（3(2)参照）の検討事項、②与野党6党の国対委員長会談の要請を受けて設置された「衆議院選挙制度協議会」の報告書（令和5年12月）において整理された事項、③協議会が必要と認める事項とし、協議会は、①の附帯決議を踏まえ、令和7年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとしている。

## （5）選挙執行経費基準法の一部改正

都道府県及び市区町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費の基準を定める「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）」は、物価変動や選挙の執行状況等を踏まえ、通常3年に一度、参議院議員通常選挙のある年ごとに改正が行われてきている。

直近では、第26回参議院議員通常選挙が執行された令和4年に改正が行われており、第217回国会（令和7年常会）に改正法律案が提出される見込みである。

## 2 政治資金規正をめぐる動き

### （1）政治資金規正法改正の経緯

政治資金規正法は、昭和23年の制定以後逐次改正され、政治資金の収支の公開と政治資金の授受の規正等の強化がなされてきた。

<sup>8</sup> 同報告書で提示された「視点」は、①人口動態の変化を踏まえた一票の較差の是正と地方の声の反映、②政党本位、政策本位の実現と残された課題への対応、③あるべき選挙制度と国民目線の見直しの3点で、これらは、協議会が衆議院の正式な機関（協議体）に移行した場合に議論を開始するポイントとなり得るものとされている。

<sup>9</sup> 『読売新聞』（令5.12.27）

<sup>10</sup> 『NHK NEWS WEB』（令6.11.28）

<sup>11</sup> このほか「政治改革の柱として衆議院選挙制度の抜本改革を実現する超党派議員連盟」は、令和6年6月27日及び11月22日に、額賀衆議院議長に対し、衆議院選挙制度の抜本的な検討を行う協議体を早期に設置するよう申入れを行った。

<sup>12</sup> 『日本経済新聞』（令6.12.20）

昭和50年の法改正で、寄附の量的制限、寄附の質的制限、政治資金の収支の公開の強化などの改正がされた。

平成4年の法改正で、政治資金パーティーの対価の支払の上限は1パーティー当たり150万円までに制限され、同一の者から1パーティー当たり100万円を超える対価の支払を受けた場合には支払者の氏名及び支払金額等を収支報告書に記載することが義務付けられた。

平成6年の法改正では、資金管理団体制度の創設、収支報告書における記載基準の改正（寄附は年間5万円超、政治資金パーティーの対価の支払は1パーティー当たり20万円超）、会社、労働組合等の団体の政党・政治資金団体及び資金管理団体以外への寄附の禁止などの改正がされた。さらに、平成11年の法改正で、会社、労働組合等の団体の資金管理団体への寄附が禁止された。

その後、平成19年7月の法改正で、資金管理団体について、人件費以外の1件5万円以上の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付が義務付けられ、また、不動産の取得が制限された。さらに、同年12月の法改正で、国会議員関係政治団体制度が創設され、国会議員関係政治団体は、人件費を除く1件1万円を超える支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付等が義務付けられるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置する等の措置が講じられた。

## **(2) 第213回国会（令和6年常会）における政治資金規正法の改正**

### **ア 政治資金パーティーをめぐる問題**

令和5年12月、政治資金パーティーをめぐり、いわゆる派閥の政治団体と国会議員側との間で、収支報告書に記載のない多額の資金移動があったとする問題が報道され、以降、国会では政治資金制度に関する多くの議論がなされてきた。また、各党においても政治資金制度に関する議論・検討が行われ、各党から提言や改革案が発表された。

### **イ 各法律案の提出**

第213回国会（令和6年常会）において、各党は、政治資金制度の改正を検討し、令和6年5月、政治資金規正法等を改正する4本の法律案が提出された。

自民提出法律案の主な内容は、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化（代表者による確認書の交付等）、政治資金監査の強化、政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ、いわゆる政策活動費の使途の明細の公開の導入等の措置を講ずるものである。

立憲・国民・有志提出法律案の主な内容は、収支報告書の不記載等に関する政治団体の代表者に対する罰則の強化（収支報告書の記載及び提出義務者への代表者の追加等）、政治資金監査の対象となる政治団体及び事項の拡大、収支報告書のデジタル化の一層の推進、いわゆる政策活動費の禁止等の措置等を講ずるものである。

このほか、立憲から政治資金パーティーの開催禁止を内容とする法律案が提出され、維教（日本維新の会・教育無償化を実現する会）から企業・団体献金及び企業・団体による政治資金パーティーの対価の支払の禁止、政治資金パーティーの透明性及び公正性の確保、

個人献金の促進、いわゆる政策活動費に係る「特定支出」制度の創設等の措置を講ずる法律案が提出された。

また、第208回国会（令和4年常会）に、立憲から企業・団体献金及び企業・団体による政治資金パーティーの対価の支払の禁止、個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずる法律案が提出され、継続審査となっていた。

## ウ 各法律案の審査経過

5法律案は、本委員会において、令和6年5月23日から質疑に入り、同月27日に参考人の意見聴取及び質疑が行われた。6月5日、維教提出法律案の撤回が許可された後、自民提出法律案に対し、自民から修正案が提出され、各案及び同修正案について、質疑が行われた。同日、岸田内閣総理大臣（当時）の出席の下、質疑が行われ、3法律案は賛成少数をもって否決すべきものとされ、自民提出法律案については、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決された。

### （修正の内容）

- ・政治資金パーティーの対価支払者の氏名等に係る公開基準額の5万円超への引下げ
- ・政策活動費の支出に係る使途の収支報告書への記載対象の拡大（令和6年12月改正で政策活動費に関する規定は削除）
- ・政党交付金の交付停止等の制度の創設、政治資金に関する独立性が確保された機関の設置等（令和6年12月に「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律」が成立）

なお、修正議決すべきものと議決された自民案に対し、次の内容の附帯決議が付された。

### 政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- 1 政治資金パーティーを開催する者が同一の者から受けることができる当該政治資金パーティーの対価の支払の上限額の在り方及び政党その他の政治団体に係る政治資金パーティー以外の事業による収入の在り方について、政治活動の公正を確保する観点から、検討を行うこと。
- 2 政治団体の代表者が親族間で異動することによる政治資金の移動の制限の在り方について、公職を担う多様な人材を確保する観点から、検討を行うこと。
- 3 政党が議会制民主政治において極めて重要な存在であることを踏まえ、政党の望ましいガバナンスの在り方について、政党の自主性及び自律性の確保に配慮しつつ、法整備の要否も含めて、中長期的に検討を行うこと。
- 4 政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。
- 5 国会議員関係政治団体の収支報告書について、誰もが閲覧できるようなデータベース化を含め、検索可能性を高める情報提供の在り方について検討を行うこと。

同月 6 日、衆議院本会議において、自民提出法律案は修正議決され、参議院に送付された。なお、3 法律案は否決された。参議院では、同月 19 日の本会議で自民提出法律案は可決され、成立した。

成立した改正政治資金規正法のポイントは、次のとおりである。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 代表者の監督責任（監督内容の具体化）<br>2 監督義務違反に対する罰則の強化<br>3 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例<br>4 預貯金による政治資金の保管<br>5 国会議員関係政治団体の範囲の拡充<br>6 翌年への繰越しの金額の確認等<br>7 登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充<br>8 収支報告書等のオンライン提出の義務化<br>9 収支報告書等のインターネット利用による公表<br>10 政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ<br>11 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限<br>12 いわゆる政策活動費の使途公開（令和 6 年 12 月改正で政策活動費に関する規定を削除）<br>13 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止<br>14 国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保<br>15 個人寄附者等の個人情報の保護<br>16 経過措置                                                                                            |
| <b>【検討を要する事項】</b><br>17 政党交付金の交付停止等の制度の創設（令和 6 年 12 月改正により、必要な法制上の措置を公布の日後 1 年以内を目途として講ずるものとされた。）<br>18 政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容（令和 6 年 12 月改正で政策活動費に関する規定を削除）<br>19 政治資金に関する独立性が確保された機関の設置（令和 6 年 12 月に「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律」が成立）<br>20 検討<br>(1) 外国人による政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制（令和 6 年 12 月改正により、外国人等による政治資金パーティーの対価の支払は禁止された。）<br>(2) 個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置<br>(3) 自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外（令和 6 年 12 月改正により、同税制優遇措置は適用除外された。）<br>(4) 施行後 3 年を目途として政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討 |
| 21 施行期日（一部を除いて令和 8 年 1 月 1 日）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

### 3 衆議院の一票の較差是正

#### (1) アダムズ方式による定数配分の導入

第45回衆議院議員総選挙（平成21年8月30日執行）の小選挙区選挙に係る一票の較差訴訟において一人別枠方式とこれによる選挙区割りを違憲状態とした最高裁大法廷判決（平成23年3月23日）等<sup>13</sup>を受けた各党間の協議や、「衆議院選挙制度に関する調査会答申」<sup>14</sup>を受け、平成28年5月20日、いわゆる「衆議院選挙制度改革関連法」<sup>15</sup>が成立した。同法により、小選挙区選挙の都道府県別定数配分及び比例代表選挙のブロック別の定数配分は、10年ごとの大規模国勢調査における日本国民の人口に基づきアダムズ方式により配分することとされ、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査から導入することとされた。

#### アダムズ方式とは

各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式。人口規模の小さい県に比較的有利とされる。

#### (2) 令和2年国勢調査に基づく公職選挙法の改正

令和2年国勢調査の結果に基づき、令和4年6月16日に衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案に関する勧告を受け、10月25日（第210回国会（臨時会））、同勧告を踏まえた小選挙区選挙の区割りの改定と令和2年国勢調査に基づく比例代表選挙のブロック別定数の改定を内容とする法律案が国会に提出され、11月18日、成立した（「公職選挙法の一部を改正する法律（令和4年法律第89号）」、同月28日公布、12月28日施行）。令和6年10月27日に執行された第50回衆議院議員総選挙は、改定後の新たな区割りで行われた。

なお、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法に関する特別委員会において付された附帯決議は次のとおりである。

<sup>13</sup> 第45回衆議院議員総選挙（平成21年8月30日執行）において複数の政党が掲げた衆議院議員定数削減の公約や同選挙に係る平成23年最高裁大法廷判決を受け、平成23年10月に衆議院選挙制度に関する各党協議会が設置され、協議が重ねられたが結論が得られず、平成24年11月16日、1人別枠方式を廃止した上で小選挙区の都道府県定数配分を0増5減することを内容とする「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第95号）」が成立した。同法に基づく新たな区割りにより第47回衆議院議員総選挙（平成26年12月14日執行）が行われたが、最高裁大法廷は、平成27年11月25日、0増5減の対象県以外は1人別枠方式を含む従前の基準に基づいて配分された定数の見直しが行われていないとして、違憲状態（合理的期間未経過）とする判決を行った。

<sup>14</sup> 平成26年6月19日に議長の下に設置された有識者による「衆議院選挙制度に関する調査会」が平成28年1月14日に提出した答申であり、その主な内容は①衆議院小選挙区比例代表並立制を維持すること、②衆議院議員の定数を10減（小選挙区6減、比例代表4減）すること、③一票の較差是正のため、小選挙区選挙の都道府県定数配分及び比例代表選挙の各ブロック別定数配分をアダムズ方式によるものとし、10年ごとの大規模国勢調査の結果により見直すとともに、中間年の簡易国勢調査の結果によって較差2倍以上の選挙区が生じたときは定数を変更せずに区割りの見直しを行うこと、などであった。

<sup>15</sup> 「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第49号）」

### 公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- 1 この法律の施行後においても、国会議員を選出する選挙制度は重要な課題のため不断に見直していくべきものであり、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとする。
- 2 当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、円満かつ公正公平な運営の下、十分な議論を行い、次回の令和7年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。
- 3 今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区が多数に上るため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に関し十分に周知徹底を行うこと。

### (3) 次回以降の小選挙区選挙の区割り改定

| 令和7年簡易国勢調査に基づく区割り改定（※平成27年簡易国勢調査の実績等に基づく想定） |                                                               |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 令和7年10月                                     | 簡易国勢調査実施                                                      |
| 令和8年2月                                      | 速報値公表（日本国民の人口公表）※令和2年大規模国勢調査では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、6月の公表となった。 |
|                                             | 区割り審が区割り改定作業を開始                                               |
| 令和9年2月まで                                    | 区割り審が内閣総理大臣へ区割り改定案を勧告                                         |
| 常会中                                         | 政府が新たな区割り改定法案を国会に提出、成立、公布                                     |
| 公布から1か月後                                    | 新たな区割り改定法施行                                                   |
| （※前例による）                                    |                                                               |

小選挙区の区割りについては、10年ごとに行われる大規模国勢調査（次回は令和12年）に基づいて都道府県別定数が見直され、区割り改定案の作成及び勧告が行われる<sup>16</sup>。なお、中間年（大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年）に実施される簡易国勢調査（次回は本年10月）において、選挙区間の人口較差が2倍以上となったときは、各都道府県別定数は変更せずに関係選挙区の区割り改定案が作成され、その勧告が当該国勢調査の速報値の公表から1年以内に行われる<sup>17</sup>。

### (4) 新しい区割りに基づく衆議院議員総選挙に対する一票の較差訴訟

第50回衆議院議員総選挙（令和6年10月27日執行）の小選挙区選挙における選挙区間較差は、選挙当日の有権者数比率で最大2.06倍であり、選挙区によって一票の価値が異なるのは違憲であるとして全選挙区について選挙無効を求める訴訟が全国の高裁・支部に提起

<sup>16</sup> 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第4条第1項

<sup>17</sup> 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条第3項及び第4条第2項

された。早ければ今春までに各地の高裁判決が出そろい、令和7年度中にも最高裁が統一判断を示すとみられている<sup>18</sup>。

#### 4 参議院選挙制度改革

平成30年改正公職選挙法（定数6増、特定枠制度導入）が適用された第25回参議院議員通常選挙（令和元年7月21日執行）の選挙区選挙における議員定数配分規定の合憲性に係る訴訟（選挙区間較差は選挙当日の有権者数比率で最大3.00倍、平成27年国勢調査の結果による日本国民人口に基づく人口比率で最大2.99倍）について、令和2年11月18日、最高裁判所大法廷は合憲とした一方で、平成30年改正は立法府における取組が大きな進展を見せているとはいえないと判示した。

この判決を受けて、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、山東参議院議長（当時）の下に設置された「参議院改革協議会」は、令和4年6月8日（第208回国会（常会））、山東議長に対し、議論を令和4年の通常選挙後の次の協議会に引き継ぐとする「参議院改革協議会報告書」を提出した。

同年11月11日（第210回国会（臨時会））、尾辻参議院議長（当時）の下に改めて「参議院改革協議会」が設置された。さらに、同年12月16日には「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会」を設置することが決定された。令和6年6月7日（第213回国会（常会））、同専門委員会はこれまでの協議内容について取りまとめ、合区は解消すべきとの意見が大勢であるが、具体的な選挙制度の枠組みについては意見の集約が難しく、協議会において二院制の下に参議院が担う機能・役割の明確化に向け、充実した議論を求めるとともに、参議院において引き続き真摯な検討を続けるべきとする「選挙制度に関する専門委員会報告書」が松山改革協議会座長に提出された。

なお、第26回参議院議員通常選挙（令和4年7月10日執行）<sup>19</sup>の選挙区選挙における議員定数配分の合憲性に係る訴訟（選挙区間較差は選挙当日の有権者数比率で最大3.03倍、令和2年国勢調査の結果による日本国民人口に基づく人口比率で最大3.03倍）について、令和5年10月18日、最高裁判所大法廷は、同選挙までの間、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つに至っていないのはもとより、その実現に向けた具体的な検討が進展しているともいい難いものの、較差は有意な拡大傾向にあるともいえず、立法府の較差の更なる是正に向けた取組について、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれる等として、合憲と判示した。

#### 5 選挙等をめぐる最近の動き

##### (1) 投票率の低下

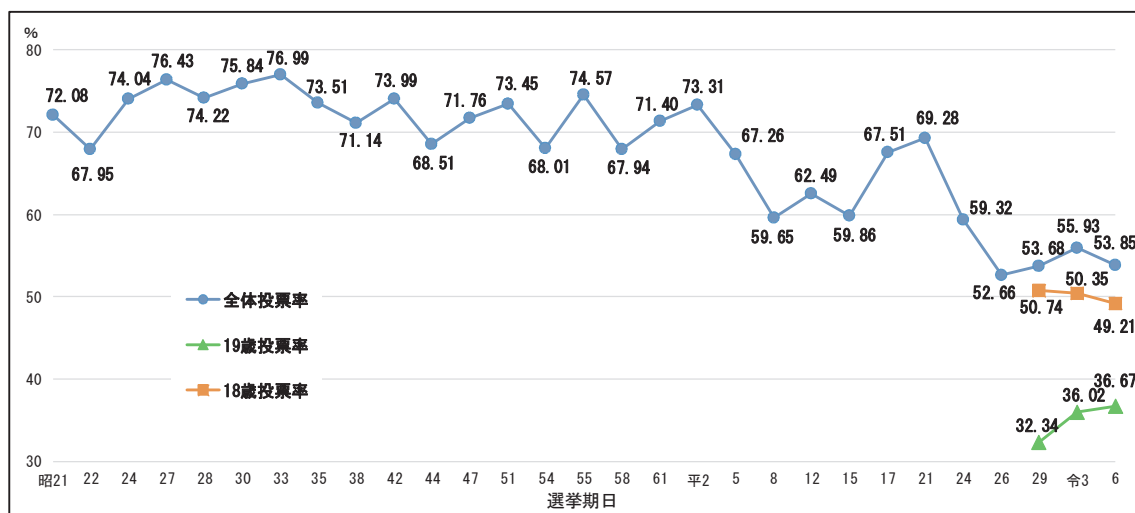
国政選挙・地方選挙を通じて投票率は低下傾向にあり、特に若年層で低下が著しくなっている。

<sup>18</sup> 『朝日新聞』『日本経済新聞』『東京新聞』等（令6.10.29）

<sup>19</sup> 参議院選挙制度については、平成30年以降法改正が行われておらず、第26回参議院議員通常選挙は第25回参議院議員通常選挙と同じ選挙区及び定数により執行された。

直近の国政選挙である第50回衆議院議員総選挙（令和6年10月27日執行）における投票率（小選挙区選挙）は、53.85%で、前回から2.08ポイント減少し、戦後3番目に低い投票率であった。このうち18歳の投票率は49.21%、19歳の投票率は36.67%であった。前回の衆議院議員総選挙と比べて、19歳は0.65ポイント微増したものの、18歳は1.14ポイント微減となり、全体の投票率と比較して依然低水準となった。

（図表1）衆議院議員総選挙における投票率の推移



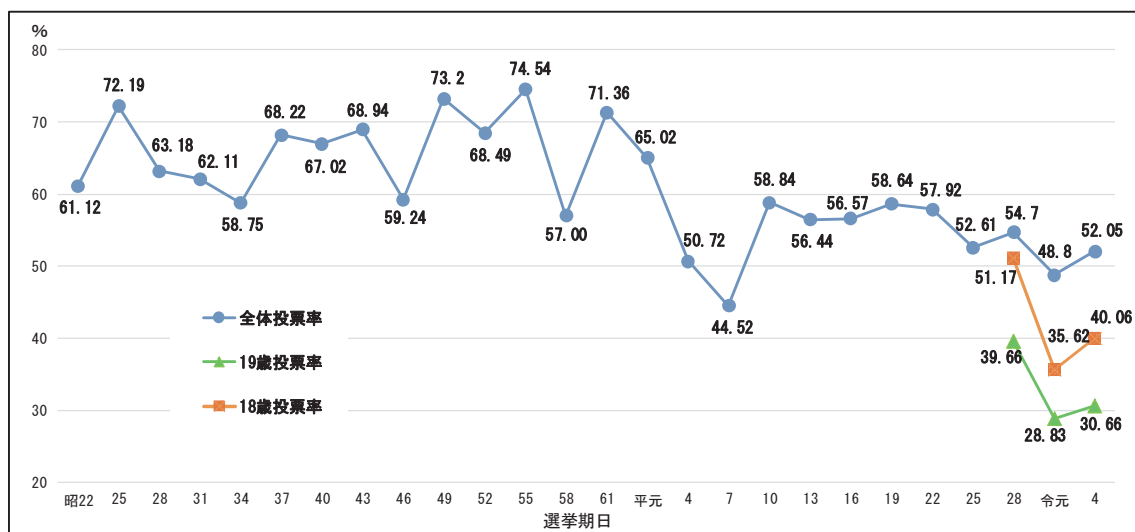
※令和6年総選挙の結果は、速報値である。また、18歳及び19歳投票率は、抽出調査による数値である。

（注）平成8年以降は、小選挙区選挙の結果である。

（出所）総務省資料をもとに当室作成

第26回参議院議員通常選挙（令和4年7月10日執行）の投票率（選挙区選挙）は52.05%（比例代表選挙は52.04%）で、過去4番目に低かった。

（図表2）参議院議員通常選挙（地方区・選挙区）における投票率の推移

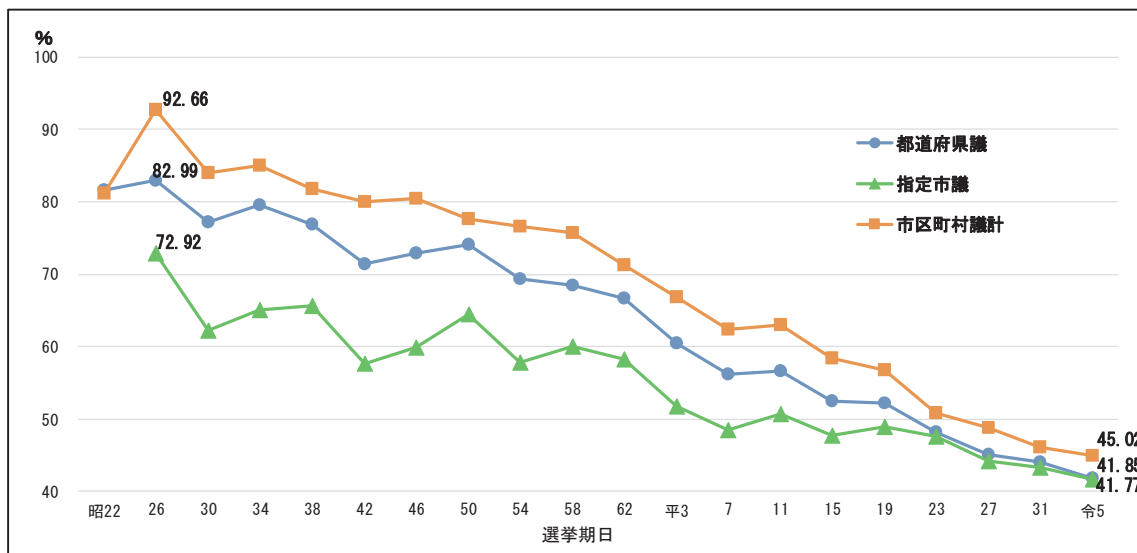


※令和4年通常選挙の結果は、速報値である。また、18歳及び19歳投票率は、抽出調査による数値である。

（出所）総務省資料をもとに当室作成

地方選挙では、令和5年統一地方選挙（前半：令和5年4月9日執行、後半：同月23日執行）における投票率は、市区町村長選挙を除き<sup>20</sup>、統一地方選挙が始まった昭和22年以降で最も低い投票率となった。

（図表3）統一地方選挙における議会の議員の選挙の投票率の推移



※令和5年統一地方選挙の結果は、速報値である。

（注）昭和22年の市区町村議計には指定市議を含む。

（出所）総務省資料をもとに当室作成

こうした投票率の低下については、国会でもしばしば言及されており、過疎化や市町村合併等により投票所が減少したこと、政治的関心が低下していること等がその要因として指摘されている<sup>21</sup>。このような問題への対策としては、投票機会の確保については投票環境の向上に向けた取組（(2)参照）が、政治的関心の低下への対策については主権者教育の拡充等の取組（(3)参照）が行われている。

## （2）投票環境の向上方策

総務省では、平成26年5月12日から「投票環境の向上方策等に関する研究会」を開催し、投票率の向上を図るため、有権者が投票しやすい環境の整備等について検討が行われた。

同研究会では、投票環境に関する課題として、郵便等投票の対象者の拡大及び在外投票の利便性向上（インターネット投票）等が検討されており、それらの現状はイ・ウで述べるとおりである。

<sup>20</sup> 令和5年統一地方選挙における市区町村長選挙の投票率は47.68%（速報値）である。市区町村長選挙において、昭和22年以降で最も低い投票率となったのは、平成31年統一地方選挙における47.25%である。

<sup>21</sup> 第210回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第6号（令4.11.8）、第189回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第4号（平27.5.29）等

なお、令和4年10月14日（第210回国会（臨時会））、最高裁判所裁判官国民審査法改正案が提出され、11月11日に成立した<sup>22</sup>。これにより、在外国民は在外選挙と同様に、在外国民審査においても、①在外公館投票（分離記号式投票）、②郵便等投票、③国内における投票が可能とされ、第50回衆議院議員総選挙（令和6年10月27日執行）で初めて実施された。

## ア 共通投票所や移動支援等の充実

「投票環境の向上方策等に関する研究会」の報告（平成27年3月27日の中間報告、平成28年9月9日の報告）を踏まえて、平成28年には、共通投票所制度の創設等を内容とする公職選挙法等の改正が行われた<sup>23</sup>。

各選挙管理委員会は、大学・高等学校や有権者の利便性の高い商業施設等への期日前投票所の設置を増やしたほか、移動が困難な有権者のための投票所等への移動支援や移動期日前投票所の設置など、地域の実情等を踏まえて工夫した取組を行っている<sup>24</sup>。

## イ 郵便等投票の対象者の拡大

「投票環境の向上方策等に関する研究会」は平成28年12月9日から、更なる投票環境の向上に向けて、在宅介護を受ける選挙人の投票機会の確保等について新たに検討を開始し、平成29年6月13日に報告（高齢者の投票環境の向上について）を公表した<sup>25</sup>。同報告において、郵便等による不在者投票（郵便等投票）の対象者のうち要介護者については、現状では要介護5の者に限られている対象を要介護3及び要介護4の者まで拡大することが提言された<sup>26</sup>。

第196回国会（常会）の平成30年5月18日、自民党は、憲法改正推進本部と選挙制度調査会の合同会議において、郵便等投票の対象者を要介護3及び要介護4の者まで拡大する公職選挙法改正案を了承し、同日、公明党も憲法調査会などの合同会議において同改正案を了承した。自公両党は、同改正案について野党に賛同を呼びかけ、共同で国会に提出することを目指すとした<sup>27</sup>が、第216回国会までに提出には至っていない。

<sup>22</sup> 「最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和4年法律第86号）」（令和4年11月18日公布、令和5年2月17日施行）

在外国民に対して最高裁判官国民審査における投票を認めていない現行制度は違憲であると判示した令和4年5月25日の最高裁大法廷判決を受け、在外国民による在外国民審査を可能とすること等を内容としたものの

<sup>23</sup> 改正項目は、①選挙人名簿の登録制度の見直し（平成28年法律第8号）、②共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の弾力化、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大（平成28年法律第24号）、③都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの改善、在外選挙人名簿の登録制度の見直し、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の見直し（平成28年法律第94号）

<sup>24</sup> 総務省HP「投票環境向上に向けた取組事例集」（平成29年3月）

<sup>25</sup> 総務省HP「投票環境の向上方策等に関する研究会 報告（高齢者の投票環境の向上について）」（平成29年6月13日）

<sup>26</sup> 対象が拡大すれば、郵便等投票の対象者は約184万人（要介護3の者：約94万人、要介護4の者：約91万人）増えることが想定される（厚生労働省HP「介護保険事業状況報告（暫定）」（令和6年9月分））。

<sup>27</sup> 『読売新聞』『毎日新聞』等（平30.5.19）、第203回国会衆議院憲法審査会議録第4号4頁（令2.12.3）北側一雄議員答弁

なお、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、投票困難となっている者がいる状況に鑑み、当分の間の措置として、新型コロナウイルス感染症で宿泊施設や自宅で療養している者等のうち、一定の要件を満たしている者（特定患者等）<sup>28</sup>について、令和3年6月23日以降に公示又は告示される選挙において郵便等による投票を認める、いわゆる特例郵便等投票制度が設けられた<sup>29</sup>。ただし、令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更により、令和7年1月17日現在、同投票制度の対象となる者はいない。

## ウ インターネット投票の検討

「投票環境の向上方策等に関する研究会」は平成29年12月26日から、投票しにくい状況にある選挙人の投票環境向上や選挙における選挙人等の負担軽減、管理執行の合理化に関し、ICTの利活用などによりいかなる取組ができるかを検討し、平成30年8月10日に報告を公表した<sup>30</sup>。検討項目の一つである「在外投票の利便性向上（インターネット投票）」については、一定の対応方策を講じることにより、実現に向けた技術面・運用面の大きな課題は解決できること等が示された。

これを受け、総務省は、令和2年1月末から2月上旬に全国計5市区町<sup>31</sup>で在外選挙のインターネット投票の実証実験を行っている。

令和5年11月7日、鈴木総務大臣（当時）は衆議院総務委員会での答弁において、在外選挙インターネット投票の導入について引き続き検討し、課題の整理、対応など調査研究を進めるが、インターネット投票という新たな投票方法を導入することは、選挙制度の根幹に関わることであるため、各党各会派で十分な議論をいただきたい旨を述べた<sup>32</sup>。

## エ 地方選挙における電子投票の実施

地方公共団体の選挙については、条例により電磁的記録式投票機（電子投票機）を用いた投票を行うことができるよう公職選挙法の特例<sup>33</sup>が定められている。技術的信頼性への不安、電子投票システムで用いる機器が高額であること等により、平成28年1月に青森県六戸町<sup>ろくのへまち</sup>で実施された後に電子投票による選挙は実施されていなかったが、令和6年12月に大阪府四條畷市<sup>しじょうなわてし</sup>において8年ぶりに実施された<sup>34</sup>。

<sup>28</sup> ①感染症法又は検疫法の規定により、宿泊施設又は自宅等からの外出自粛要請を受けた者、②検疫法の規定より隔離・停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている者

<sup>29</sup> 「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号）」

<sup>30</sup> 総務省HP「投票環境の向上方策等に関する研究会 報告」（平成30年8月10日）

<sup>31</sup> 岩手県盛岡市、千葉県千葉市、東京都世田谷区、和歌山県有田川町、福岡県小都市

<sup>32</sup> 第212回国会衆議院総務委員会議録第2号（令5.11.7）

<sup>33</sup> 「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）」

<sup>34</sup> 『読売新聞』（令6.12.23）

### (3) 主権者教育

平成27年の公職選挙法改正<sup>35</sup>により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、若年層に対する主権者教育の必要性が一気に高まり、平成28年7月執行の第24回参议院議員通常選挙に向けて、学校や選挙管理委員会をはじめ、マスコミ関係、NPO法人、啓発団体等により、政治や選挙等に関する教育が積極的に行われた。その結果、同選挙において、18歳・19歳の投票率は全体の投票率を下回ったものの（5(1) 図表2参照）、20歳代の投票率（35.60%）を上回った。

同選挙の結果を踏まえ、主権者教育の取組の現状と課題等について整理するために開催された「主権者教育の推進に関する有識者会議」は、同選挙について、学校や選挙管理委員会などの関係者による取組が奏功して社会全体で投票参加の機運が高められたと評価する一方、当該取組が短期間において高校での知識学習等に重点を置いて行われたものであることなどを挙げ、主権者教育の取組が一過性に終わることのないよう、更なる充実を図る必要があるとした。また、主権者教育の今後の方向性については、あらゆる世代に対して継続した主権者教育の機会を提供すべきであるとした上で、発達段階に応じた取組、計画的・組織横断的な取組、国及び地方公共団体による取組それぞれについて、有効と考えられる具体的な取組や課題を提示した<sup>36</sup>。

これらを踏まえた主権者教育の拡充の具体的な取組として、選挙管理委員会と学校が連携して実施する選挙の体験プログラムである出前授業や、主権者教育に関する有識者をアドバイザーとして派遣する主権者教育アドバイザー制度、若者選挙啓発団体等による出前授業や同世代の者への啓発活動などが行われている。

### (4) 女性や若者の政治参画促進

#### ア 女性の政治参画の促進

#### (7) 法律の制定等

政治分野における女性の参画拡大のために制定された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）」（以下「政治分野男女共同参画推進法」という。）は、基本原則として、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことを定めており、政党は男女の候補者数の目標設定に努めるものとしている。

本法は、令和3年6月の改正<sup>37</sup>により、政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として、候補者の選定方法の改善等が規定されるとともに、セクハラ・マタハラ等に対応するための国及び地方公共団体の施策の強化が規定された。

政府は、令和2年12月25日、第5次男女共同参画基本計画を閣議決定した。本基本計画においては、これまでに引き続き、政治分野においても女性の割合が30%程度となることを目指し、衆議院議員の候補者、参議院議員の候補者、統一地方選挙の候補者に占める女

<sup>35</sup> 「公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）」

<sup>36</sup> 総務省HP「主権者教育の推進に関する有識者会議 とりまとめ」（平成29年3月28日）

<sup>37</sup> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）」（令和3年6月16日公布、同日施行）

性の割合を2025（令和7）年までに35%とする目標を設定し、そのための具体策として、政党による自主的な取組のほか、議員活動と家庭生活を両立させる支援の充実、候補者や政治家に対するハラスメント防止の取組などが掲げられた。

なお、政府は、第3次～第5次男女共同参画基本計画に基づき、政治分野における女性の参画拡大に向け、令和5年9月までに計10回にわたり各政党に対して要請を行っている。

（図表4）各政党の女性議員に関する数値目標（女性候補者比率等）

（政党は、令和5年12月1日現在のもの）

|         | 現状の取組                                                                                                                                                                                                                       | 各項目に関する取組を行うに当たっての課題や問題点                                                                                | 今後実施予定の取組                                                                                                          |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自由民主党   | 国政における我が党の女性議員割合を、現在の11%から今後10年間で30%まで引き上げることを目標に取組を強化する。                                                                                                                                                                   | 衆参両院において最大議席を保持しているゆえに、現職議員の比率が高く、改選の際に女性候補比率が上昇しにくい。                                                   | ・選挙区での原則公募による候補者選定<br>・衆議院の比例代表上位を女性へ<br>・参議院比例代表において積極的に女性を擁立                                                     |
| 立憲民主党   | ・最終的にはパリテを目標とする。<br>・地方議会における女性議員ゼロ解消を目指す。<br>・2030年までに党の候補者、地方を含めた所属議員、党職員の女性比率を3割にすることを旨とする。                                                                                                                              | —                                                                                                       | 「現状の取組」を継続実施                                                                                                       |
| 日本維新の会  | —                                                                                                                                                                                                                           | —                                                                                                       | —                                                                                                                  |
| 公明党     | あらゆる分野で活躍されている人材を輩出することを念頭に置いているため、特に数値目標の設定はしていないが、女性新人候補の積極的な擁立を行っている。2022年参院選では新人候補の女性割合は25%、2023年統一地方選挙では、新人候補の女性割合は45%と増加してきている。同統一地方選挙では女性当選者数が全政党トップとなった。<br>※地方議員総数（2936名）のうち、女性議員の割合が3割（992名）を超えている。（2023年11月末日現在） | 仕事や子育て、介護などの生活上の課題を抱えている方が多い中、立候補することには大変な決断をお願いしなければいけないのが現実。不安や課題の解決にきめ細かく相談に乗りながら、積極的に女性候補の発掘に努めている。 | ・女性新人候補を積極的に擁立し、当選することで、着実に女性議員の割合を増やしていく。<br>・女性候補に関する数値目標について、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に定める政党の努力義務にのっとり、党内で検討していく。 |
| 日本共産党   | ・女性候補者比率50%<br>・地方議会では現在、女性議員の比率で41%、県議では58%となっている。さらに国会、地方議会ともに目標の実現を目指す。                                                                                                                                                  | 小選挙区では多様な候補者の擁立、当選が困難。比例代表中心の制度への改革が求められる。                                                              | 議員比率においても男女50%50%を目指す。                                                                                             |
| 国民民主党   | 女性候補者比率35%                                                                                                                                                                                                                  | —                                                                                                       | —                                                                                                                  |
| れいわ新選組  | 数値目標は特段設けていないが、公募審査等では男女分け隔てなく面接を行い、女性候補者の選定も積極的に行っている。                                                                                                                                                                     | 少数政党ゆえ、明確な数値目標を設定するには至っていない。                                                                            | 今後、国政選挙を重ねていく中で、数値目標を設定するまでに至りたい。                                                                                  |
| 社会民主党   | ・候補者擁立の中で女性（自認も含む）を考慮<br>・半数以上を追求                                                                                                                                                                                           | —                                                                                                       | 各種地方段階における対話会の実施等                                                                                                  |
| みんなで作る党 | 地方選挙、国政選挙ともに女性候補者比率50%を目標とする。                                                                                                                                                                                               | 女性が選挙に立候補するための環境整備が遅れていることに対する党が取り組むべき支援策の整理                                                            | 女性候補者募集キャンペーンを展開予定                                                                                                 |

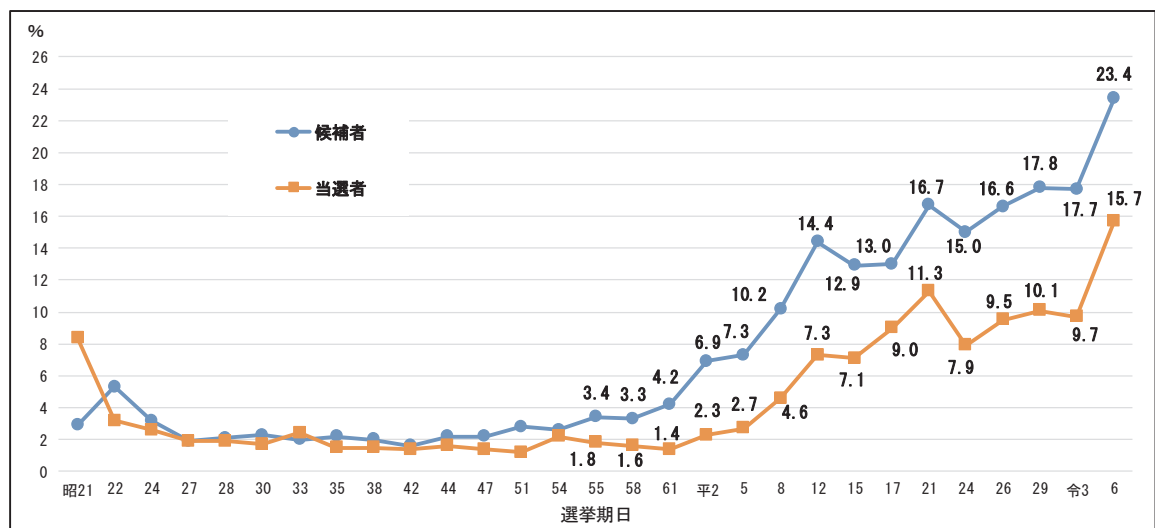
|     | 現状の取組                                                                      | 各項目に関する取組を行うに当たっての課題や問題点 | 今後実施予定の取組 |
|-----|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-----------|
| 参政党 | 性別を問わず、人物本位で選定しているため数値目標は定めていない。引き続き立候補の割合が少ない50歳未満の女性候補者の人材発掘・育成に力を入れていく。 | —                        | —         |

（出所）内閣府男女共同参画局「各政党における男女共同参画の取組状況と課題」（令和6年4月）をもとに当室作成

#### （イ）国政選挙の状況

衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合の推移を見ると、昭和61年以降おおむね上昇傾向にあるが、諸外国と比較すると依然として低い水準にとどまっている。

（図表5）衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合



※令和6年総選挙の結果は、速報値である。

（出所）総務省資料をもとに当室作成

第50回衆議院議員総選挙（令和6年10月27日執行）は、令和3年に改正された政治分野男女共同参画推進法の施行後2回目の総選挙であったが、候補者のうち女性は314人で、候補者全体に占める割合は、過去最高の23.4%となった。また、当選者のうち女性は73人で、当選者全体に占める割合も過去最高となる15.7%であった。

また、第26回参議院議員通常選挙（令和4年7月10日執行）においては、候補者のうち女性は181人で、候補者全体に占める割合は33.2%であった。また、当選者のうち女性は34人で、当選者全体に占める割合は27.4%（通常選挙と合併して行われた補欠選挙の当選人を除く。当該当選人を含めると35人となり、28%）であり、候補者・当選者とも女性の占める割合は過去最高であった（いずれも速報値）。

#### イ 被選挙権年齢の引下げ

選挙権年齢の18歳以上への引下げを踏まえ、被選挙権年齢の引下げについても各党で議論が始められた。第197回国会（臨時会）の平成30年11月28日、超党派の若手議員による「若

者政策推進議員連盟」が、各党の政策責任者に、若者の政治参加促進のための提言を申し入れ、その中に「各級選挙の被選挙権年齢の一律18歳への引下げ」が盛り込まれた<sup>38</sup>。第50回衆議院議員総選挙（令和6年10月27日執行）においても、各党が被選挙権年齢の引下げを公約に掲げた<sup>39</sup>。

内容についての問合せ先

第二特別調査室 花房首席調査員（内線68720）

<sup>38</sup> 「若者政策推進議員連盟」提言（平成30年11月28日）、『朝日新聞』（平30. 11. 29）等

<sup>39</sup> 自由民主党は「被選挙権年齢も引下げの方向で検討します」（総合政策集2024 Jーファイル）、立憲民主党は「現行の各種選挙の被選挙権年齢を7歳引き下げ」（政策集2024）、日本維新の会は「衆参両院の被選挙権年齢を18歳に引き下げる」（維新八策2024）、公明党は「国会議員・地方議員の被選挙権年齢を18歳に引き下げる」（衆院選政策集）、日本共産党は「被選挙権年齢を速やかに引き下げます」（2024総選挙政策）、国民民主党は「各級選挙に立候補できる年齢について、衆議院議員、市区町村長、地方議員は18歳、参議院議員、知事は20歳とする」（政策パンフレット）とする旨をそれぞれ掲げた。